

平成31年度から適用される市民税・県民税に係る税制改正

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

働きたい人が就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われました。

配偶者控除

納税義務者に所得制限が設けられ、合計所得金額が900万円（給与収入1,120万円）を超えると控除額が逦減・消失することとなりました。

改正前（平成30年度まで）

納税義務者の合計所得金額	一般の控除対象配偶者	70歳以上の控除対象配偶者
制限なし	33万円	38万円

改正後（平成31年度から）

納税義務者の合計所得金額	一般の控除対象配偶者	70歳以上の控除対象配偶者
900万円以下 (1,120万円以下)	33万円	38万円
900万円超950万円以下 (1,120万円超1,170万円以下)	22万円	26万円
950万円超1,000万円以下 (1,170万円超1,220万円以下)	11万円	13万円
1,000万円超 (1,220万円超)	控除適用なし	控除適用なし

※括弧内は給与所得のみの場合の給与収入額です。

配偶者特別控除

納税義務者の合計所得金額に応じて段階的に逦減することとされたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました。

改正前（平成30年度まで）

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額	
	1,000万円以下 (1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)
38万円超～40万円未満 (103万円超105万円未満)	33万円	控除適用なし
40万円以上～45万円未満 (105万円以上110万円未満)	33万円	
45万円以上～50万円未満 (110万円以上115万円未満)	31万円	
50万円以上～55万円未満 (115万円以上120万円未満)	26万円	
55万円以上～60万円未満 (120万円以上125万円未満)	21万円	
60万円以上～65万円未満 (125万円以上130万円未満)	16万円	
65万円以上～70万円未満 (130万円以上135万円未満)	11万円	
70万円以上～75万円未満 (135万円以上140万円未満)	6万円	
75万円以上～76万円未満 (140万円以上141万円未満)	3万円	
76万円以上 (141万円以上)	0万円	

※括弧内は給与所得のみの場合の給与収入額です。

改正後（平成31年度から）

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			
	900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)
38万円超～90万円以下 (103万円超155万円以下)	33万円	22万円	11万円	控除適用なし
90万円超～95万円以下 (155万円超160万円以下)	31万円	21万円	11万円	
95万円超～100万円以下 (160万円超166.8万円未満)	26万円	18万円	9万円	
100万円超～105万円以下 (166.8万円以上175.2万円未満)	21万円	14万円	7万円	
105万円超～110万円以下 (175.2万円以上183.2万円未満)	16万円	11万円	6万円	
110万円超～115万円以下 (183.2万円以上190.4万円未満)	11万円	8万円	4万円	
115万円超～120万円以下 (190.4万円以上197.2万円未満)	6万円	4万円	2万円	
120万円超～123万円以下 (197.2万円以上201.6万円未満)	3万円	2万円	1万円	
123万円超～ (201.6万円以上)	0万円	0万円	0万円	

※括弧内は給与所得のみの場合の給与収入額です。

注意点

今回の改正により、配偶者の合計所得金額が90万円（給与収入のみで155万円）までは従来と同じ33万円の控除（合計所得金額を38万円以下に抑えた場合と同額の控除）を受けられることとなりましたが、以下の点に御注意ください。

- ・扶養の判定について

合計所得金額が38万円（給与収入のみで103万円）を超えた場合は、扶養の人数には含まれないこととなります。よって、市民税・県民税の非課税判定には含まれないほか、配偶者が障害をお持ちであっても、配偶者の障害者控除の適用はありません。

- ・市民税・県民税の課税について

市民税・県民税は個人の所得に応じて課税されるため、配偶者の合計所得金額が31万5千円（給与収入のみで96万5千円）を超えると、配偶者自身に市民税・県民税が課税される場合があります。